



2026年3月13日

〒135-0061

東京都江東区豊洲三丁目2番24号 豊洲フォレシア9F

SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸 殿



前 俊守



回答書



前略

私は、貴社の2026年3月9日付質問状に対して、以下のとおり回答いたします。

記

1 質問事項(1)

貴社も認識している通り、ITbook株式会社及OSサムシングホールディングス株式会社を完全子会社、新設する共同持株会社を完全親会社とする共同株式移転を実施した際に大半の株式を受領しました。その他は、相続及び役員持株会で、細かい株式を取得しました。

2 質問事項(2)

小白川氏に関しては、役員候補になっていただく関係で、事情を説明した上で、私の株主提案を通すために、尽力するという話をしておりますので、議決権行使に関し意思の連絡があるということになると思いますが、それ以外の方については、貴社の指摘するような事実はありません。なお、一般的に委任状勧誘を行ったとしても、それ自体だけでは、議決権共同行使の合意があるとは判断されていないと理解しております。また、排蔵は私の父親であり、浅賀氏についても貴社の理解の通りです。小白川氏に対する記述もその通りです。

3 質問事項(3)



処分の有無に関しては、関知しておりません。



4 質問事項(4)

2026年1月27日付臨時株主総会招集請求書に記載の通りです。

5 質問事項(5)

金融ファクシミリ新聞の該当する記事を確認したことがないので、どのような文脈かわからないですが、少なくとも、そのような発言や事実はありません。上記で回答しているように、小白川氏を除き他の株主との意思の連絡はありません。[redacted] 等いわゆるPR会社等を利用し、委任状勧誘を実施して、40%を超える株主の賛同を得たいという趣旨の話であれば、そのような発言をした記憶はありません。

6 質問事項(6)

質問状に列挙された会社及び個人についてですが、ファーストメイク・リミテッド株式会社に関しては、約10年前にサムシングホールディングス株式会社が第三者割当増資をする際に、当該増資にファイナンシャルアドバイザーとして関与していた先になりますが、結局行政処分を受けたために、[redacted] [redacted] ファイナンシャルアドバイザー契約を解除した先になります(増資自体取りやめ)。その他会社及び個人については何ら面識も取引もありません。

草々

差出人 [redacted]

前 俊守

受取人 〒135-0061
東京都江東区豊洲3-2-24豊洲フォレシア9F
SAAFホールディングス株式会社

代表取締役 左奈田 直幸 殿



この郵便物は令和 8年 3月 13日
第13275957111号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: G02103059000100001 号

